

# 美浜町 通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和8年7月改訂

美浜町通学路安全推進協議会

### 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「美浜町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・美浜町教育委員会
- ・美浜町総務課(交通安全協会事務局)
- ・校長会(小・中学校代表者)
- ・美浜町PTA連絡協議会(PTA代表者)
- ・和歌山県日高振興局建設部
- ・美浜町農林水産建設課
- ・御坊警察署

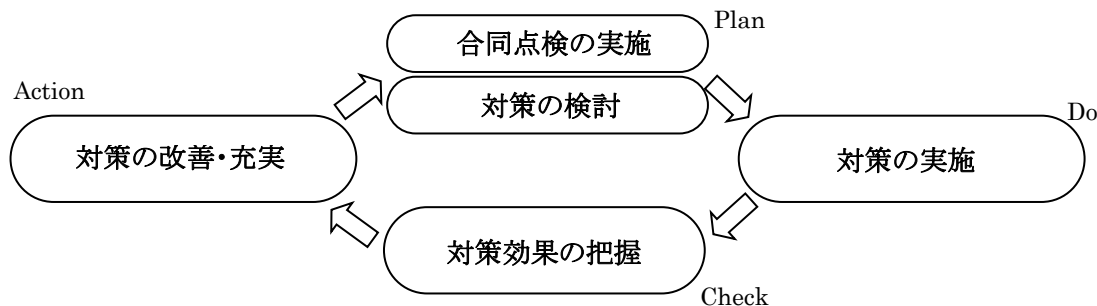
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・町内の小学校区ごとに、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、おおむね学校の長期休業中とします。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

- ・各小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置といったハード対策、交通規制・交通安全教育といったソフト対策など、対策の必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、児童生徒等が安全になったと感じているのかなどを確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策の効果を把握します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

### 【別添資料】

別添① 対策箇所一覧表

別添② 対策箇所図